

# 入札・契約制度の改革

## 1 入札・契約制度の基本的な方針

### (1) 基本的な考え方

- 区は、いわゆる「入札契約適正化法」と「品質確保法」に基づき、入札と契約における透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工・履行の確保、不正行為を排除することを基本的な方針として、様々な論議を経て現在の入札契約制度を確立してきた。
- 近年、働き方改革への対応が進められている中、地域インフラの整備に携わる建設業の中長期的な担い手の確保や、大規模災害等を想定し、地域の事業者の活力を将来にわたって維持・向上させる取組の必要性が指摘されるなど、公契約を取り巻く環境には変化が生じている。
- 区は、発注する公共工事・公共サービスの品質を確保していくため、公共工事等の入札契約手続きの適正性や公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進する杉並区公契約条例の運用を令和3年度から開始し、令和2年度に行った入札・契約制度の再構築についても令和3年度より運用を開始した。

### (2) 近年の取組状況

- 令和8年4月以降発注する建設工事について、前払金の算定式を見直すことを決定した。
- 委託契約にかかる長期継続契約について、令和7年度より労務費の変動を反映した契約金額の変更を行うことを決定した。
- 地方自治法施行令改正に伴い、区において少額随意契約ができる範囲を令和8年度契約より拡大することを決定した。

## 2 入札・契約制度改革の概要（工事）

### （1）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成6年4月	入札経過調書の公表	入札終了後に閲覧方式で公表
平成10年12月	予定価格の事後公表	130万円以上の案件で、入札終了後、入札経過調書に記載
平成14年4月	郵送による入札	3,000万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	年間工事発注予定表の公表	250万円以上の発注予定案件
	ホームページの活用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告、年間工事発注予定表等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
平成14年9月	入札監視（外部評価委員会）の設置	入札・契約制度を外部から監視する。適正化法の目的を具体化
平成15年4月	年間工事発注予定表の公表範囲の拡大	130万円超える案件
平成16年4月	発注基準の事前公表	3,000万円以上の一般競争入札案件は発注案件公告で、3,000万円未満の案件は業種別の発注基準をホームページで公表
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した130万円超える案件をホームページで公表
平成18年4月	一者随意契約締結結果の理由を明示	根拠法令のほか、随意契約の理由を案件ごとに説明
平成19年1月	契約変更を行った案件の変更内容の公表、一般競争入札に申し込み抽選で入札参加できなかった者の公表	締結後の事情により契約変更を行った案件について、変更内容等を公表
平成19年4月	予定価格の事後公表の変更	適正な積算を促すため、予定価格3,000万円以上の案件について予定価格を事後公表
平成25年4月	最低制限価格等の事後公表	適正な積算を促すため、最低制限価格及び低入札調査基準価格を事後公表
平成30年4月	建設共同企業体方式運用要綱の制定	平成23年度から単年度時限的な要綱により運用してきた建設共同企業体方式について、恒久的要綱を制定

## (2) 公正な競争の促進のため実施した改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成 14 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	3,000 万円以上の案件、区外業者の入札参加枠を制度化
平成 15 年 4 月	入札回数の限定	予定価格公表の案件は 1 回、その他は 3 回
平成 16 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	500 万円以上の案件 公募型指名競争入札は廃止
平成 17 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	発注見込み額 500 万円以上の単価契約案件 これにより、予定価格 500 万円以上の案件は一般競争入札となる。
平成 19 年 4 月	一般競争入札参加区外業者の拡大	予定価格 3,000 万円以上 3 億円未満の案件に参加できる区外業者数を拡大
平成 20 年 4 月	現場代理人の専任制の緩和	区発注工事での現場代理人の常駐義務を緩和し、区発注工事間での兼任を一部認める。
平成 27 年 4 月	主任技術者の専任制の緩和	杉並区発注工事であるなど一定の条件を満たす場合、主任技術者の専任が本来必要な工事にて兼任を認める。
平成 28 年 6 月	現場代理人の専任制の緩和拡大 主任技術者の専任制の緩和拡大	建設業法改正に基づき、技術者の専任を要する基準の引き上げと現場代理人の兼任件数の拡大。

### (3) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成12年12月	低入札価格調査制度の導入	2,000万円以上の案件 ※「杉並区低入札価格に関する調査規程」を制定 最低制限価格を下回っても、業者の技術力等調査のうえ、契約の相手方を決定
	最低制限価格の設定	130万円超2,000万円未満の案件
平成14年10月	履行成績不良事業者の入札参加指名停止期間を延長	「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」最長6月を1年間に延長
平成15年4月	中間検査の実施・成績評定制度の導入	1,000万円以上の案件
	納品時における低公害車の使用	工事車両について、原則として低公害車（非ディーゼル車で国又は7都県市指定）を使用することを特記仕様書に付記（現在は9都県市指定）
平成15年7月	低入札価格工事に係る検査の強化	低入札価格調査により契約の相手方となった業者の履行状況把握のため、中間検査を実施
平成16年4月	落札者の入札参加資格の制限	同一業種・同一日の予定価格3,000万円以上の工事において、落札した業者は以後の案件への参加資格を制限
平成20年4月	下請けセーフティネット債務保証事業に係る譲渡制度の承認	履行の確保、下請け業者への支払い保証のため、制度を活用した債権の譲渡を承認
平成21年4月	最低制限価格・低入札調査価格の設定金額の範囲を拡大	予定価格の80%から3分の2の範囲内を85%から3分の2に拡大
	低入札価格調査の対象業務を拡大	設計・測量等の業務について、低入札価格調査の適用を可能
平成21年6月	最低制限価格、低入札調査価格の算定基準の改正と公表。	最低制限価格、低入札調査価格の算定基準を、①直接工事費②共通仮設費③現場管理費④一般管理費に、一定の率を乗じて積算する方式に改正し、公表。 ※積算により算定された額は、予定価格の2/3から85%の範囲内の額。
	最低制限価格・低入札調査の適用対象の見直し	低入札価格調査の対象を、予定価格2,000万円以上から予定価格3,000万円以上に改め、予定価格3,000万円未満はすべて最低制限価格の対象案件に変更。
平成22年4月	低入札価格調査に失格基準価格を追加	低入札価格調査基準の範囲にて、契約の内容に適合した履行がされないと認められる価格を失格基準価格として制定

# 入札・契約制度の改革

## 1 入札・契約制度の基本的な方針

### (1) 基本的な考え方

- 区は、いわゆる「入札契約適正化法」と「品質確保法」に基づき、入札と契約における透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工・履行の確保、不正行為を排除することを基本的な方針として、様々な論議を経て現在の入札契約制度を確立してきた。
- 近年、働き方改革への対応が進められている中、地域インフラの整備に携わる建設業の中長期的な担い手の確保や、大規模災害等を想定し、地域の事業者の活力を将来にわたって維持・向上させる取組の必要性が指摘されるなど、公契約を取り巻く環境には変化が生じている。
- 区は、発注する公共工事・公共サービスの品質を確保していくため、公共工事等の入札契約手続きの適正性や公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境の整備を推進する杉並区公契約条例の運用を令和3年度から開始し、令和2年度に行った入札・契約制度の再構築についても令和3年度より運用を開始した。

### (2) 近年の取組状況

- 令和8年4月以降発注する建設工事について、前払金の算定式を見直すことを決定した。
- 委託契約にかかる長期継続契約について、令和7年度より労務費の変動を反映した契約金額の変更を行うことを決定した。
- 地方自治法施行令改正に伴い、区において少額随意契約ができる範囲を令和8年度契約より拡大することを決定した。

## 2 入札・契約制度改革の概要（工事）

### （1）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成6年4月	入札経過調書の公表	入札終了後に閲覧方式で公表
平成10年12月	予定価格の事後公表	130万円以上の案件で、入札終了後、入札経過調書に記載
平成14年4月	郵送による入札	3,000万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	年間工事発注予定表の公表	250万円以上の発注予定案件
	ホームページの活用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告、年間工事発注予定表等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
平成14年9月	入札監視（外部評価委員会）の設置	入札・契約制度を外部から監視する。適正化法の目的を具体化
平成15年4月	年間工事発注予定表の公表範囲の拡大	130万円超える案件
平成16年4月	発注基準の事前公表	3,000万円以上の一般競争入札案件は発注案件公告で、3,000万円未満の案件は業種別の発注基準をホームページで公表
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した130万円超える案件をホームページで公表
平成18年4月	一者随意契約締結結果の理由を明示	根拠法令のほか、随意契約の理由を案件ごとに説明
平成19年1月	契約変更を行った案件の変更内容の公表、一般競争入札に申し込み抽選で入札参加できなかった者の公表	締結後の事情により契約変更を行った案件について、変更内容等を公表
平成19年4月	予定価格の事後公表の変更	適正な積算を促すため、予定価格3,000万円以上の案件について予定価格を事後公表
平成25年4月	最低制限価格等の事後公表	適正な積算を促すため、最低制限価格及び低入札調査基準価格を事後公表
平成30年4月	建設共同企業体方式運用要綱の制定	平成23年度から単年度時限的な要綱により運用してきた建設共同企業体方式について、恒久的要綱を制定

## (2) 公正な競争の促進のため実施した改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成 14 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	3,000 万円以上の案件、区外業者の入札参加枠を制度化
平成 15 年 4 月	入札回数の限定	予定価格公表の案件は 1 回、その他は 3 回
平成 16 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	500 万円以上の案件 公募型指名競争入札は廃止
平成 17 年 4 月	一般競争入札の適用範囲拡大	発注見込み額 500 万円以上の単価契約案件 これにより、予定価格 500 万円以上の案件は一般競争入札となる。
平成 19 年 4 月	一般競争入札参加区外業者の拡大	予定価格 3,000 万円以上 3 億円未満の案件に参加できる区外業者数を拡大
平成 20 年 4 月	現場代理人の専任制の緩和	区発注工事での現場代理人の常駐義務を緩和し、区発注工事間での兼任を一部認める。
平成 27 年 4 月	主任技術者の専任制の緩和	杉並区発注工事であるなど一定の条件を満たす場合、主任技術者の専任が本来必要な工事にて兼任を認める。
平成 28 年 6 月	現場代理人の専任制の緩和拡大 主任技術者の専任制の緩和拡大	建設業法改正に基づき、技術者の専任を要する基準の引き上げと現場代理人の兼任件数の拡大。

### (3) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成12年12月	低入札価格調査制度の導入	2,000万円以上の案件 ※「杉並区低入札価格に関する調査規程」を制定 最低制限価格を下回っても、業者の技術力等調査のうえ、契約の相手方を決定
	最低制限価格の設定	130万円超2,000万円未満の案件
平成14年10月	履行成績不良事業者の入札参加指名停止期間を延長	「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」最長6月を1年間に延長
平成15年4月	中間検査の実施・成績評定制度の導入	1,000万円以上の案件
	納品時における低公害車の使用	工事車両について、原則として低公害車（非ディーゼル車で国又は7都県市指定）を使用することを特記仕様書に付記（現在は9都県市指定）
平成15年7月	低入札価格工事に係る検査の強化	低入札価格調査により契約の相手方となった業者の履行状況把握のため、中間検査を実施
平成16年4月	落札者の入札参加資格の制限	同一業種・同一日の予定価格3,000万円以上の工事において、落札した業者は以後の案件への参加資格を制限
平成20年4月	下請けセーフティネット債務保証事業に係る譲渡制度の承認	履行の確保、下請け業者への支払い保証のため、制度を活用した債権の譲渡を承認
平成21年4月	最低制限価格・低入札調査価格の設定金額の範囲を拡大	予定価格の80%から3分の2の範囲内を85%から3分の2に拡大
	低入札価格調査の対象業務を拡大	設計・測量等の業務について、低入札価格調査の適用を可能
平成21年6月	最低制限価格、低入札調査価格の算定基準の改正と公表。	最低制限価格、低入札調査価格の算定基準を、①直接工事費②共通仮設費③現場管理費④一般管理費に、一定の率を乗じて積算する方式に改正し、公表。 ※積算により算定された額は、予定価格の2/3から85%の範囲内の額。
	最低制限価格・低入札調査の適用対象の見直し	低入札価格調査の対象を、予定価格2,000万円以上から予定価格3,000万円以上に改め、予定価格3,000万円未満はすべて最低制限価格の対象案件に変更。
平成22年4月	低入札価格調査に失格基準価格を追加	低入札価格調査基準の範囲にて、契約の内容に適合した履行がされないと認められる価格を失格基準価格として制定

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成 23 年 4 月	地域建設業の資金調達強化策の導入	工事請負者の中間段階での資金調達を可能とするため、「中間前払金制度」を導入するとともに、「地域建設業経営強化融資制度」を導入
平成 24 年 10 月	工事成績優良者公表制度の創設	請負業者の意欲を高め、より良い履行を確保するため、技術力の高い事業者を適正に評価し、その結果を公表する制度を創設
平成 27 年 9 月	最低制限価格・低入札調査の適用対象の見直し	最低制限価格の適用対象を予定価格 3,000 万円未満から 5,000 万円未満に拡大 また、低入札調査の適用対象を予定価格 5,000 万円以上に変更
平成 28 年 4 月	建設共同企業体（JV）発注する基準の見直し	JV発注とする基準の引き上げ ・建築工事：3 億円以上を 5 億円以上 ・その他：1 億円以上を 2 億円以上また、2 JV の場合、区内本店業者を 1 社以上含めることに改正
平成 29 年 4 月	前払金限度額の引上げと算出式の変更	・限度額を 2 億円から 4 億円へ増額 ・契約金額の 2 億 5 千万円を超過する額に対する算定割合を 1 割から 2 割へ変更
	契約保証金の割合の見直し	契約金額 5 億以上の保証割合を 30% から 10% に引下げ
	最低制限価格・低入札調査価格の設定金額の範囲を変更	予定価格の 10 分の 8.5 から 3 分の 2 の範囲内を 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲に変更
平成 30 年 4 月	前払金対象工事の拡大	契約金額 300 万円以上、工期 60 日以上等を契約金額 130 万円以上の工事に拡大
令和 3 年 4 月	工事における適正な品質及び履行の確保 区内事業者の受注機会確保に向けた入札・契約制度の再構築	①工事成績評定点のバランスを考慮しつつ、地域貢献等評価点の対象拡大と対象とする発注案件の予定価格を 5 千万円超の案件とした。 ②建設共同企業体の構成要件 ・2～3JV は区内に本店を置く者 1 者以上 ・4JV は区内に本店を置く者 2 者以上
令和 5 年 10 月	最低制限価格・低入札調査価格の設定金額の範囲を変更	予定価格の 10 分の 9 から 10 分の 7 の範囲内を 10 分の 9.2 から 10 分の 7.5 の範囲に変更

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成 23 年 4 月	地域建設業の資金調達強化策の導入	工事請負者の中間段階での資金調達を可能とするため、「中間前払金制度」を導入するとともに、「地域建設業経営強化融資制度」を導入
平成 24 年 10 月	工事成績優良者公表制度の創設	請負業者の意欲を高め、より良い履行を確保するため、技術力の高い事業者を適正に評価し、その結果を公表する制度を創設
平成 27 年 9 月	最低制限価格・低入札調査の適用対象の見直し	最低制限価格の適用対象を予定価格 3,000 万円未満から 5,000 万円未満に拡大 また、低入札調査の適用対象を予定価格 5,000 万円以上に変更
平成 28 年 4 月	建設共同企業体（JV）発注する基準の見直し	JV発注とする基準の引き上げ ・建築工事：3億円以上を5億円以上 ・その他：1億円以上を2億円以上また、2JVの場合、区内本店業者を1社以上含めることに改正
平成 29 年 4 月	前払金限度額の引上げと算出式の変更	・限度額を2億円から4億円へ増額 ・契約金額の2億5千万円を超過する額に対する算定割合を1割から2割へ変更
	契約保証金の割合の見直し	契約金額5億以上の保証割合を30%から10%に引下げ
	最低制限価格・低入札調査価格の設定金額の範囲を変更	予定価格の10分の8.5から3分の2の範囲内を10分の9から10分の7の範囲に変更
平成 30 年 4 月	前払金対象工事の拡大	契約金額300万円以上、工期60日以上等を契約金額130万円以上の工事に拡大
令和 3 年 4 月	工事における適正な品質及び履行の確保 区内事業者の受注機会確保に向けた入札・契約制度の再構築	①工事成績評定点のバランスを考慮しつつ、地域貢献等評価点の対象拡大と対象とする発注案件の予定価格を5千万円超の案件とした。 ②建設共同企業体の構成要件 ・2～3JVは区内に本店を置く者1者以上 ・4JVは区内に本店を置く者2者以上
令和 5 年 10 月	最低制限価格・低入札調査価格の設定金額の範囲を変更	予定価格の10分の9から10分の7の範囲内を10分の9.2から10分の7.5の範囲に変更

#### (4) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成12年12月	現場説明会の廃止	入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定
	予定価格の事前公表	予定価格を探る行為による贈収賄を防ぐため、予定価格2,000万円以上の案件について予定価格を事前公表
平成14年4月	談合等不正行為による契約解除違約金の設定	契約条項に独占禁止法違反等による違約金及び損害賠償の額を規定
平成14年10月	指名停止基準の強化	談合等の独占禁止法違反等、入札参加資格関係資料の虚偽記載があった場合の指名停止期間を延長
平成15年4月	予定価格の事前公表の拡大	130万円以上の全入札案件の予定価格を事前公表
平成22年4月	指名停止基準の強化に伴う要綱制定	指名停止期間等の強化を契機に、「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」を抜本的に改正し新たに要綱として策定
平成23年4月	暴力団等排除対策の実施	区の契約からの排除の徹底を図るため、「対策要綱の制定」、「警視庁との合意書の締結」等により、暴力団等排除の取組を全庁的に推進
平成27年9月	予定価格の事前公表の拡大	予定価格5,000万円未満の案件について、予定価格事前公表に対象拡大
令和3年4月	工事におけるダンピング対策と不調案件防止策 区内事業者の受注機会確保に向けた入札・契約制度の再構築	①最低制限価格の設定と予定価格を事前公表する案件 ・予定価格130万円超から5千万円未満 ②低入札調査基準価格を設定する発注案件 ・予定価格5千万円以上

## (5) 新たな入札・契約制度に向けての改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成13年12月	一般競争入札(総合評価方式)の導入	3,000万円以上の案件 契約の目的や性質から価格競争による入札方式により難しい場合、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件を総合的に評価し、区に最も有利な者を落札者とする方式
平成16年12月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる入札参加資格(業者登録)申請の開始	入札参加業者の負担軽減と経費の削減を図るため、各市区町村で登録していた申請を一元化し、インターネットを通じ、入札参加資格(業者登録)の申請を開始 これにより、1回の申請で入札参加を希望する自治体等を複数選択できるようになるとともに、随時登録により、いつでも業者登録が可能
平成17年4月	小規模工事等受注希望事業者登録制度の創設	区内中小事業者への受注機会の拡大と区内経済の活性化に寄与する観点から、各部署で発注する税込み予定価格が130万円以下の小規模な建設工事及び施設の修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なものについて、受注を希望する区内中小建設業者を公募し、登録する制度を開始
平成17年10月	東京電子自治体共同運営電子調達サービスによる電子入札の開始	入札執行の時期や量等を勘案し、これまで郵送による入札を実施していた下記案件から実施 (工事) 予定価格3,000万円以上 (委託) 予定価格3,000万円以上 (物品) 予定価格1,000万円以上
平成19年4月	電子入札の拡大	(工事) 予定価格2,000万円以上 (委託・賃貸借・物品) 入札及び見積競争の全案件
平成19年12月	電子入札完全実施	工事案件についても、原則全案件を電子入札で実施
平成20年4月	標準契約書、標準契約条項、請書の改正	新財務システムの稼動に伴い、契約書式の改正を実施
平成21年4月	履行遅延による違約金利率を5%に固定	遅延防止法の利率に変えて、民法、国等の債権管理の利率を適用
平成22年1月	施工能力等審査型総合評価制度を導入	入札価格が予定価格の範囲内であるもののうち、価格点と施工能力評価点の合計である評価値の最も高い者を落札者とする施工能力等審査型総合評価制度を予定価格3千万円超の案件にて試行開始 配点は、価格点=90×(1-入札価格÷予定価格)、施工能力評価点=23点 ※平成24年度から本格実施

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成24年6月	技術実績評価型総合評価制度を導入(試行)	施工能力等審査型より規模の大きな工事を対象とする方式で、価格点と技術点を同じ点数配分とし、工事全般に係る一般的な技術力や社会的信頼性等へのウェイトを高くした技術実績評価型総合評価制度を試行導入
令和2年4月	標準契約条項の改正	改正民法に対応し、履行遅延による違約金利率の根拠の明確化等、標準契約条項を改正
令和3年1月	請書の契約条件の改正	請書記載の契約条件を改正民法に対応した記載の見直し
令和3年4月	区内事業者の受注機会確保に向けた入札・契約制度の再構築	区内事業者の受注機会の確保 ○区内事業者限定の発注枠の拡大 工事 予定価格 2億円以上 ○工事における地域要件の変更 予定価格2億円以上5億円未満の発注案件の区外事業者の参加は、区内事業者入札参加数の概ね1割、最低2社以上とする。
		工事におけるダンピング対策と不調案件防止策 ①最低制限価格の設定と予定価格を事前公表する案件 ・予定価格 130 万円超から5千万円未満 ②低入札調査基準価格を設定する発注案件 ・予定価格5千万円以上
		工事における適正な品質及び履行の確保 ①工事成績評定点のバランスを考慮しつつ、地域貢献等評価点の対象拡大と対象とする発注案件の予定価格を5千万円超の案件とした。 ②建設共同企業体の構成要件 ・2～3JV は区内に本店を置く者1者以上 ・4JV は区内に本店を置く者2者以上
令和6年10月	電子契約システムの導入	一部の契約を対象にクラウドサービスによる電子契約システムを導入

### 3 入札・契約制度改革の概要（委託・賃貸借）

#### （1）入札・契約締結における透明性の確保のため実施した改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成 10 年 12 月	予定価格の事後公表	50 万円以上の案件で、入札を実施する工事案件に関連する地盤測量・設計委託のみ公表
平成 14 年 4 月	郵送による入札	3,000 万円以上の案件は、入札書を杉並郵便局止めで送付
	ホームページの利用 (入札経過調書、条件付一般競争入札の発注案件公告等)	入札情報や区からのお知らせを原則としてホームページで公表
平成 14 年 10 月	予定価格の事前公表	3,000 万円以上 清掃管理委託、工事設計等の区の積算価格によるもの
平成 16 年 4 月	予定価格の事前公表範囲の拡大	1,000 万円以上の清掃管理委託で、区の積算価格によるもの
	一者随意契約締結結果の公表	随意契約した 50 万円以上の案件をホームページで公表
平成 18 年 4 月	一者随意契約締結結果における随契理由の具体的明示。	根拠法令のほか、随意契約の理由を案件ごとに説明
平成 19 年 4 月	一般競争入札の拡大 (19 年度 10 件)	予定価格 2,000 万円以上の案件を一般競争入札で実施
平成 20 年 4 月	年間発注予定の公表	予定価格 2,000 万円以上の委託・賃貸借、予定価格 1,000 万円以上の物品案件について年間発注予定を公表
平成 21 年 4 月	プロポーザル実施取扱要綱を策定	プロポーザルによる契約の相手方決定の指針を要綱制定

## (2) 適正な施工・履行の確保を図るため実施した改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成14年10月	最低制限価格の設定	3,000万円以上
平成17年4月	落札者の入札参加資格の制限	同一業種・同一日の予定価格3,000万円以上の委託案件において、落札した業者は、以後の案件への参加資格を制限
平成18年1月	長期継続契約を締結できる契約を定める条例の制定	委託業務、賃貸借契約について、その性質上、長期契約を締結することが適切な案件について、条例を定めて契約締結。履行の確保のため、委託業務に関する個別業務評価を義務付け
平成19年4月	最低制限価格の適用範囲を拡大	過度な競争による履行の低下等を防ぐため、最低制限価格を予定価格2,000万円以上の案件、派遣業務に拡大
平成20年4月	履行評価の実施	長期継続契約等の実施と、良好な履行による区民サービスの向上を図るため、検査のほか履行評価を実施
平成21年4月	低入札価格調査を委託案件に適用できるように対象業務拡大	法令に適合した契約及び契約業務の良好な履行のため、請負業務等の人件費比率の高い業務に、低入札価格調査を導入
	履行遅延による違約金利率を5%に固定	遅延防止法の利率に変えて、民法、国等の債権管理の利率を適用

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成22年4月	最低制限価格の適用範囲を拡大	一部の過度な競争による履行の低下等を防ぐため、必要と認める場合は予定価格500万円以上の委託案件について適用拡大
	労働関係法令遵守の確認制度の導入	適切な履行を確保するため、役務提供を主とした業務について、事業者に対して労働関係法令遵守の確認を実施
平成23年4月	労働関係法令遵守の確認制度の充実	確認書の提出にあたって、新たに「雇用従事者の最低賃金額」を具体的に明記させるとともに、受託業者と区との直接面談による確認を「原則として年2回以上」に改正
平成24年6月	社会保険労務士による委託先事業者の労働環境の調査確認を実施	適正な労働環境整備の一環として、外部の専門知識を有する社会保険労務士に委託し、書類確認、現地調査、従事者ヒアリングなどを実施
令和5年10月	最低制限価格の設定金額の範囲を変更	予定価格の10分の9から10分の7の範囲内を10分の9.2から10分の7.5の範囲に変更

### (3) 不正行為の排除の徹底を図るために実施した改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成12年12月	現場説明会の廃止	入札室で実施していた入札仕様の説明会を廃止し、入札関係書類を郵送方式に変更
	談合情報取扱基準の明確化	「杉並区談合情報取扱規程」談合情報の公正取引委員会への通知を含めた規程を制定
平成21年4月	区内支店業者の実態調査の強化	一般競争の拡大に伴い、区内に代理人を置き、支店等を設置する業者が増加。実態がない場合もあり、提出書類による厳格な審査と訪問調査を実施

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成22年4月	指名停止基準の強化に伴う要綱制定	指名停止期間等の強化を契機に、「杉並区競争入札参加有資格者指名停止基準」を抜本的に改正し新たに要綱として策定
平成23年4月	暴力団等排除対策の実施	区の契約からの排除の徹底を図るため、「対策要綱の制定」、「警視庁との合意書の締結」等により、暴力団等排除の取組を全庁的に推進

#### (4) 新たな入札・契約制度に向けての改革

実施時期	実施項目	主な取組内容
平成26年3月	簡易型総合評価方式（随意契約）の試行	契約の目的や性質から価格競争による入札方式により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価し、区に最も有利な者を選定する方式を試行
令和2年4月	標準契約条項の改正	改正民法に対応し、履行遅延による違約金利率の根拠の明確化等、標準契約条項を改正
令和3年1月	請書の契約条件の改正	請書記載の契約条件を改正民法に対応した記載の見直し
令和3年4月	区内事業者の受注機会確保に向けた入札・契約制度の再構築	区内事業者の受注機会の確保 ○区内事業者限定の発注枠の拡大 委託 予定価格 4千万円未満 物品 予定価格 3千万円未満
令和7年4月	区内事業者の受注機会の確保	○区内事業者限定の発注枠 委託 予定価格 5千万円未満に拡大

## 杉並区で実施している工事の契約方式（令和6年度）

杉並区方式				
地方自治法による入札形態	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
	一般競争入札	500万円以上	事前に条件を付した工事の公告を行い、条件を満たす入札参加申込者により競争入札を実施する方式	東京電子自治体共同運営杉並区登録業者、共同運営格付、ISO 認証取得（区外業者）、経営事項審査標準点、監理技術者の工事現場への設置等の条件を設定区内業者は条件を満たせば全て入札に参加、区外業者は、2億円以上は区内参加業者数の1割（最低2者）、5億円以上は無制限に参加できる。
一般競争入札	一般競争入札 (総合評価方式)	5千万円以上	契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式	実績 平成 14 年度 杉並公会堂の改築（工事と維持管理運営）にあたり P F I 事業を採用し、契約の相手方を決定。 平成 18 年度 杉並芸術会館舞台機構・照明設備・音響設備の3工事に適用。 落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。 平成 21 年度 施工能力等審査型を試行開始、平成 24 年度より本格実施。 平成 24 年度技術実績評価型を試行開始
指名競争入札	指名競争入札	130万円を超え 500万円未満	入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式	杉並区登録業者の中から、杉並区での工事実績、経営事項審査総合評価点、東京電子自治体共同運営格付、地域要件等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	130万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる。

杉並区で実施している委託・物品の契約方式（令和6年度）

		杉並区方式		
地方自治法による入札形態	形態	予定価格	内容	参加資格条件等
一般競争入札	一般競争入札	委託・賃貸借 2千万円以上 物品 1千万円以上	事前に条件を付した委託の公告を行い、条件を満たす入札参加申込者により競争入札を実施する方式	杉並区登録業者、ISO 認証取得、東京電子自治体共同運営格付、契約実績等の条件を設定。
指名競争入札	一般競争入札 (総合評価方式)	5千万円以上	契約の目的や性質から価格競争により難しい場合、価格その他の条件を総合的に評価して落札者を決定する方式	杉並公会堂の改築（工事と維持管理運営）にあたり PFI 事業を採用し、契約の相手方を決定した実績がある。落札業者は、学識経験者を加えた「審査委員会」で決定。
指名競争入札	指名競争入札	委託 50 万円を超え 2 千万円未満 物品 80 万円を超え 1 千万円未満 賃貸借 40 万円を超え 2 千万円未満	入札参加者を指名したうえで競争入札を行う方式	杉並区登録業者の中から、杉並区での契約実績、東京電子自治体共同運営格付、履行能力等を考慮して入札参加業者を指名する。
随意契約	随意契約	委託 50 万円以下 物品 80 万円以下 賃貸借 40 万円以下	見積競争等により業者を決定	一般競争入札、指名競争入札に該当しない範囲で実施。見積書を業者から提出させる。 委託契約における簡易型総合評価の試行

# 令和6年度入札結果一覽

令和7年6月9日現在

項目	入札方式		一般競争入札	指名競争入札	合計
件数	令和6年度	376件(34.56%)	712件(65.44%)	1,088件(100%)	
	令和5年度	352件(33.08%)	712件(66.92%)	1,064件(100%)	
	令和4年度	307件(30.61%)	696件(69.39%)	1,003件(100%)	
予定価格 (税込)	令和6年度	24,323,027,133円(83.41%)	4,836,432,826円(16.59%)	29,159,459,959円(100%)	
	令和5年度	21,964,549,257円(85.51%)	3,721,654,153円(14.49%)	25,686,203,410円(100%)	
	令和4年度	13,109,830,146円(77.58%)	3,788,099,004円(22.42%)	16,897,929,150円(100%)	
契約金額 (税込)	令和6年度	23,314,367,537円(83.87%)	484,546,113円(16.13%)	27,798,913,650円(100%)	
	令和5年度	21,160,452,346円(85.93%)	3,465,541,135円(14.07%)	24,625,993,481円(100%)	
	令和4年度	12,363,424,552円(78.19%)	3,449,196,777円(21.81%)	15,812,621,329円(100%)	
平均落札率 (過去4年度)	令和6年度	94.35%	92.51%	93.15%	
	令和5年度	94.39%	92.22%	92.94%	
	令和4年度	93.49%	92.14%	92.55%	
	令和3年度	93.18%	91.50%	92.02%	

## 令和6年度 工事入札結果一覧

令和7年6月9日現在

項目	入札方式		一般競争入札	指名競争入札	合計
	件数	割合			
件数	令和6年度	296件(87.32%)	43件(12.68%)	339件(100%)	
	令和5年度	281件(86.46%)	44件(13.54%)	325件(100%)	
	令和4年度	245件(86.88%)	37件(13.12%)	282件(100%)	
予定価格(税込)	令和6年度	21,955,754,363円(96.01%)	912,465,378円(3.99%)	22,868,219,741円(100%)	
	令和5年度	18,838,897,977円(99.38%)	117,015,850円(0.62%)	18,955,913,827円(100%)	
	令和4年度	10,690,501,136円(98.89%)	120,230,693円(1.11%)	10,810,731,829円(100%)	
契約金額(税込)	令和6年度	21,175,796,355円(96.19%)	839,015,705円(3.81%)	22,014,812,060円(100%)	
	令和5年度	18,204,208,167円(99.06%)	172,086,270円(0.94%)	18,376,294,437円(100%)	
	令和4年度	10,113,715,271円(98.88%)	114,366,653円(1.12%)	10,228,081,924円(100%)	
平均落札率 (過去4年度)	令和6年度	95.13%	97.22%	95.40%	
	令和5年度	94.84%	96.38%	95.05%	
	令和4年度	93.87%	95.16%	94.04%	
	令和3年度	92.49%	94.59%	92.88%	

## 令和6年度 委託・賃貸借入札結果一覧

令和7年6月9日現在

項 目	入札方式		一般競争入札	指名競争入札	合 計
	件 数	割合			
	令和6年度	55件(10.19%)	485件(89.81%)	540件(100%)	
	令和5年度	47件(9.04%)	473件(90.96%)	520件(100%)	
	令和4年度	43件(8.16%)	484件(91.84%)	527件(100%)	
予定価格 (税込)	令和6年度	1,807,392,818円(35.38%)	3,301,338,544円(64.62%)	5,108,731,362円(100%)	
	令和5年度	2,574,997,040円(46.14%)	3,005,335,324円(53.86%)	5,580,332,364円(100%)	
	令和4年度	1,531,593,981円(32.49%)	3,182,384,174円(67.51%)	4,713,978,155円(100%)	
契約金額 (税込)	令和6年度	1,606,927,301円(34.46%)	3,055,850,603円(65.54%)	4,662,777,904円(100%)	
	令和5年度	2,442,994,582円(47.27%)	2,725,255,943円(52.73%)	5,168,250,525円(100%)	
	令和4年度	1,394,551,429円(32.65%)	2,876,919,328円(67.35%)	4,271,470,757円(100%)	
平均落札率 (過去4年度)	令和6年度	89.45%	91.20%	91.03%	
	令和5年度	91.73%	90.59%	90.70%	
	令和4年度	91.27%	90.99%	91.02%	
	令和3年度	98.95%	90.16%	90.81%	

## 令和6年度 物品入札結果一覧

令和7年6月9日現在

項目	入札方式		一般競争入札	指名競争入札	合計
件数	令和6年度	25件(11.96%)	184件(88.04%)	209件(100%)	
	令和5年度	24件(10.96%)	195件(89.04%)	219件(100%)	
	令和4年度	19件(9.79%)	175件(90.21%)	194件(100%)	
予定価格 (税込)	令和6年度	559,879,952円(47.35%)	622,628,904円(52.65%)	1,182,508,856円(100%)	
	令和5年度	550,654,240円(47.88%)	599,302,979円(52.12%)	1,149,957,219円(100%)	
	令和4年度	887,735,029円(64.65%)	485,484,137円(35.35%)	1,373,219,166円(100%)	
契約金額 (税込)	令和6年度	531,643,881円(47.41%)	589,679,805円(52.59%)	1,121,323,686円(100%)	
	令和5年度	513,249,597円(47.46%)	568,198,922円(52.54%)	1,081,448,519円(100%)	
	令和4年度	855,157,852円(65.13%)	457,910,796円(34.87%)	1,313,068,648円(100%)	
平均落札率 (過去4年度)	令和6年度	95.92%	94.85%	94.98%	
	令和5年度	94.38%	95.22%	95.13%	
	令和4年度	93.66%	94.68%	94.58%	
	令和3年度	91.03%	94.24%	93.96%	